株式会社ジェイテクトに対する勧告について

令和7年9月19日公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ジェイテクト(以下「ジェイテクト」という。)に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、ジェイテクトに対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	9120001079055
名 称	株式会社ジェイテクト
本店所在地	愛知県刈谷市朝日町一丁目1番地
代 表 者	代表取締役 近藤 禎人
事業の概要	自動車用部品等の製造販売
資 本 金	455億9140万3666円

2 違反事実の概要

- (1) ジェイテクトは、個人又は資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用部品等の製造を委託している (以下この受託事業者を「下請事業者」という。)。
- (2) ジェイテクトは、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請事業者の負担とすることを書面で合意していたが、令和4年12月から令和6年11月までの間、ジェイテクトが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額した金額は、総額177万8634円である(下請事業者374名)。

(3) ジェイテクトは、令和6年12月30日、下請事業者(清算結了している者を除く。)に対し、前記(2)の行為により減額した額を支払っている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所下請課

電話 052-961-9424 (直通)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室

電話 03-3581-3374 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/

3 勧告の概要

- (1) ジェイテクトは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記 2 (2)の行為が下請法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減 じないこと
- (2) ジェイテクトは、今後、下請法第4条第1項第3号に掲げる行為に該当し、 同項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対す る下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずるこ と。
- (3) ジェイテクトは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。 ア 前記 2 (3)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) ジェイテクトは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 前記2(3)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) ジェイテクトは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。
- ※ なお、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号)が令和8年1月1日に施行されるところ、公正取引委員会においては、改正後の下請法(取適法)の施行に合わせ、同法の対象となる取引の代金の支払について、発注者が振込手数料を受注者に負担させることは、合意の有無にかかわらず違反とするよう、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)を見直すこととしている(参考資料「3 関連資料」参照)。

公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

下請取引の内容

自社が販売し又は製造を請け負う自動車用部品等の製造委託

違反行為の概要

下請事業者374名に対し、実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額(総額約177万円)を下請代金の額から差し引いた

※ジェイテクトは、下請事業者(清算結了している者を除く。)に対し、減額した金額を支払済み。

下請代金の額

株ジェイ

自動車用部品等

の製造販売と(親事業者)

下請事業者が本来受け取るはずの額

振込手数料の実費

実際に下請事業者が受け取った額

振込手数料の実費 を超える額

振込手数料の実費

下請代金の額から違法に差し引かれていた部分(総額約177万円)

振込手数料を下請事業者に負担させることを書面 で合意しているため、下請代金の額から振込手数 料の実費相当額を差し引いても下請法上問題とな らない。

⑩ 勧告の内容

- ▶ 今後、下請代金の減額を行わないこと などを取締役会の決議で確認すること
- ▶ 下請法の遵守体制を整備すること

など

下請代金の減額

- ・下請法では、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」を禁止している(下請法第4条第1項第3号)。
- ・振込手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意していたと しても、下請代金の額から振込手数料の実費を超えた額を差し引く ことは下請法違反となる。
- ・なお、改正後の下請法(取適法)の令和8年1月1日の施行に合わせ、発注者が振込手数料を受注者に負担させることは、合意の有無にかかわらず違反とするよう、運用基準を見直すこととしている。

参考 1 下請法の概要

〇 目的(第1条)

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

- 〇 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項~第8項)
 - a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託

親事業者 下請事業者 → │資本金3億円以下 (個人を含む。) 資本金3億円超 → │ 資本金1千万円以下(個人を含む。) 資本金1千万円超3億円以下

- ※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム 政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託(政令で定めるものを除く。) 親事業者 下請事業者 資本金5千万円超 →▶ │資本金5千万円以下(個人を含む。) 資本金1千万円超5千万円以下 -▶ | 資本金1千万円以下(個人を含む。)

- 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条) 及び禁止事項 (第4条第1項、第2項)
 - a. 義務
 - (7) 書面の交付義務(第3条)
 - (イ) 書類の作成・保存義務 (第5条)
 - (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
 - (エ) 遅延利息の支払義務(第4条の2)
 - b. 禁止事項
 - (7) 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
 - (イ) 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
 - (ウ) 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
 - (I) 返品の禁止(第4条第1項第4号)
 - (オ) 買いたたきの禁止(第4条第1項第5号)
 - (カ) 購入・利用強制の禁止(第4条第1項第6号)
 - (キ) 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
 - (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条第2項第1号)
 - (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
 - (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条第2項第3号)
 - (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第4条第2項第4号)

2 参照条文

〇 下請代金支払遅延等防止法(抄)

(昭和三十一年法律第百二十号)

(定義)

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2~6 (略)

- 7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等(情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。)をするもの

二~四 (略)

- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定 する親事業者から製造委託等を受けるもの

二~四 (略)

- 9 (略)
- 10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付(役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。)に対し支払うべき代金をいう。

(親事業者の遵守事項)

- 第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。
 - 一、二 (略)
 - 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四~七 (略)

2 (略)

(勧告)

第七条 (略)

- 2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、 その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、 その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきこ とを勧告するものとする。
- 3 (略)

3 関連資料

O 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成 15 年 12 月 11 日公正取引委員会事務総長通 達第 18 号)(抜粋)

第4 親事業者の禁止行為

- 3 下請代金の減額
 - (1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア~カ (略)

- <u>キ</u> 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際 の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。
- ク 下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させる ことを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を 差し引くこと。

ケ (略)

等も含まれる。

(略)

(参考)

〇 「企業取引研究会 報告書」(令和6年12月25日公表)(抜粋)

第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて

- 2 独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し
 - (2) 下請代金等の支払条件に関する論点
 - ウ 解決の方向性

(略)

これまで下請法の運用では、「下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと」を減額に当たるとしてきた(下請法運用基準 第4の3(1))。この運用の在り方を見直し、振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨、解釈を変更して、運用基準において明示すべきである。(略)

〇 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案 (抜粋) ※令和7年7月16日意見募集開始時点のもの

第4 委託事業者の禁止行為

- 3 製造委託等代金の減額
 - (1) 法第5条第1項第3号で禁止されている製造委託等代金の減額とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。

製造委託等代金の額を「減ずること」には、委託事業者が中小受託事業者に対して、

ア~オ (略)

力 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口 座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。

キ (略)

等も含まれる。

(略)